６　後発医薬品利用促進

Ⅰ　これまでの取組

【目　的】

保険者として医療費の適正化を図るため、後発医薬品の利用を進めていく。

【実施内容】

後発医薬品の利用を促進する通知の発送

〈対象者〉

受診履歴がある者

〈実施内容〉

先発医薬品から一般的な後発医薬品へ切り替えた場合に５０円以上の削減効果が認められる者へ切替案内の送付

Ⅱ　令和２年度の中間評価（実績）

指標	中間目標値（令和２年度）	実績値				評価
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
後発医薬品の使用割合	72.0%	62.4%	66.4%	70.6%	75.4%	A

主要な事業	指標	中間目標値（令和２年度）	実績値				評価
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
市民への周知のための案内	医療費差額案内の発送数※	6,500 件	9,528 件	11,499 件	7,950 件	6,333 件	A
効果測定	削減効果額※	15,000 千円	4,120 千円	10,579 千円	12,977 千円	13,587 千円	A

※計画策定時に成果指標としてなかった項目で、令和２年度の実績に基づき中間評価で新たに設定した数値、または計画策定時に設定した数値を実績に基づき変更したもの。

【評価表から見える要因】

〈成功要因〉

❁年々後発医薬品への理解が深まってきていることが考えられる。効果測定は最初に通知した時の診療報酬明細書と、各年度における本事業の最終月の診療報酬明細書とを比較して算出した削減効果額であり、後発医薬品の使用割合の増加により削減効果額も増加となっている。

Ⅲ　目標実現に向けた見直しと取組

後発医薬品の使用割合の向上は被保険者の医療費の軽減につながるとともに、医療費適正化にも寄与している。国において後発医薬品の使用割合を令和２年９月までに 80%以上とする目標を掲げているが、本市の使用割合は未だ達成していないため、今後も後発医薬品への理解が深められるよう継続した取組を行っていく。

Ⅳ　評価指標の変更、追加

中間評価値は令和元年度において既に達成しているため、目標値を変更し、できるだけ早い時期に後発医薬品の使用割合が８０％以上となるよう事業を進めていく。また、目標値を達成するための取組状況を表すため、新たに「医療費差額案内の発送数」と「削減効果額」を指標に加える。

【今後の達成目標値（成果指標）】

指標	中間目標値（令和２年度）	目標値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
後発医薬品の使用割合	78.5% (変更前 72.0%)	80.0%	80.2%	80.5%

【目標値を達成するための取組】

主要な事業	指標	中間目標値（令和２年度）	目標値		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度
市民への周知のための案内	医療費差額案内の発送数	6,500 件	6,500 件	6,300 件	6,000 件
効果測定	削減効果額	15,000 千円	16,000 千円	17,000 千円	17,500 千円

※中間目標値に基づき、令和３年度、４年度、５年度の目標値を設定し直す。

むすびに

今回の中間評価にあたり、第２期計画全体の目標について振り返るとともに事業の実績をPDCAサイクルに基づき評価と見直しを行った。

これまで健康寿命を延伸することを大きな目的として掲げ、特定健診受診率、特定保健指導終了率の向上、糖尿病性腎症重症化予防プログラムへの参加者の増加を目指し、各種保健事業に取組んできた。

しかし、令和元年度後半において新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、各種保健事業の中止や延期、また被保険者自身が健診受診などへの参加を控えたことにより、実績に結び付かなかったものもあり、最終目標値をこれまでの取組実績から課題に対する効果的なものとなるよう再設定を行った。

更には、第２期計画策定時に掲げた２つの目的(①市民の健康レベルに応じた健康の保持増進の推進②保険者としての医療費適正化)を達成するため、各種事業の最終評価年度(令和５年度)の目標値を実現する積極的な取組を推進し、また目標達成のため社会情勢の変化へ取組を臨機応変に対処しながら、地方行財政調査会の集計結果を参考に他都市における先進事例も調査研究するなかで、被保険者にとってより良い保健事業の展開を行っていく。

【用語解説】

<P.4>

[1] 未受診者勧奨：平成30年度までは40～50歳代及び全年齢の未受診者に対し２回勧奨を行ってきたが、令和元年度から全年齢の未受診者を対象に１回勧奨する。

[2] 人間ドック・簡易脳ドック：本市における人間ドック・簡易脳ドックは、特定健診項目を含めた実施となっており、各ドック受診者のうち40～74歳の受診者は特定健診受診者に計上している。

[3] かかりつけ医情報提供：特定健診等の未受診者がかかりつけ医で同等の検査を行っている場合、本人同意の検査結果を医師から提供してもらい特定健診受診者に計上する。

<P.7>

[4] 保健指導終了率集団個別(動機付け)：6ヶ月後のアンケート調査にて回収できたものを終了者として計上する。

[5] 実施率：特定保健指導利用者数/特定保健指導の対象者数

[6] 終了率：保健指導終了者数/特定保健指導の利用者数

<P.10>

[7] 有所見率：健診を受診した人のうち異常の所見のある人の割合

<P.12>

[8] 受診率：一定期間内に同一の医療機関にかかった人の割合

レセプト件数/被保険者数×100

<P.13>

[9] 健康ポイント事業：健康づくりを楽しみながら取り組める事業

※活動量計またはスマートフォンで歩数を計測することや、「食」をテーマにしたセミナーに参加しポイントを貯める。

[10] 運動継続率：健康教室後も継続して運動を実施している人の割合

第２期甲府市国民健康保険データヘルス計画中間評価

（令和２年度）

令和３年３月

甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課
〒４００－８５８５ 甲府市丸の内１丁目１８番１号
ＴＥＬ ０５５－２３７－５３７３
ＦＡＸ ０５５－２２７－５２９１